

健康保険証廃止後の医療機関の受診について

- 当健保の健康保険証を保有している方〈令和 6 年 12 月 1 日までに健康保険証の交付を受けた方〉

マイナ保険証、若しくは 現行の健康保険証を使用して保険診療を受けることができます。

(ただし健康保険証の使用は令和 7 年 12 月 1 日までとなります。詳細は Q 1～Q 6 をご確認ください。)

- 当健保の健康保険証を保有していない方〈令和 6 年 12 月 1 日までに健康保険証の交付を受けていない方〉

マイナ保険証、若しくは「資格確認書」を使用して保険診療を受けることができます。

(詳細は Q 7 をご確認ください。)

《資格確認書とは》

医療機関等における被保険者等資格の確認に必要な項目(記号・番号・枝番・氏名・性別・生年月日・資格取得年月日・有効期限・保険者番号・保険者名・保険者所在地等)が記載されたもの。当健保にて無償交付いたします。

マイナンバーカードを紛失・更新中の方や取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方等は「資格確認書」を医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができます。

当健保の「資格確認書」は「はがき型(紙)」となり、高齢者の負担割合、一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分は記載いたしません。

そのため、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、引き続き交付いたします。必要な方は申請してください。

(高齢受給者証は申請不要です。従来どおり 70 歳到達時に当健保から交付いたします。)

「資格確認書」の取り扱いの詳細については、改めてご案内いたします。

FAQ

Q 1 現行の健康保険証はいつまで使用できますか？

A 1 経過措置として**令和 7 年 12 月 1 日まで**使用することができます。

Q 2 令和 7 年 12 月 2 日以降は、どのようにして保険診療を受けるのですか？

A 2 **令和 7 年 12 月 2 日以降は健康保険証を使用して保険診療を受けることはできませんので、マイナ保険証、若しくは「資格確認書」を使用して保険診療を受けてください。**

現行の健康保険証の経過措置が終了する令和 7 年 12 月 1 日までに、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等には、申請いただくことなく「資格確認書」を当健保にて交付することを予定しております。詳細は改めてご案内いたします。

Q 3 健康保険証の返納は必要ですか？

A 3 令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で当健保の資格を喪失する場合は、健康保険証を事業主経由^{※1}で当健保に返納してください。紛失等により返納できない場合は「被保険者証 高齢受給者証 返納・回収不能届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

令和 7 年 12 月 2 日以降は資格の有無にかかわらず、当健保への健康保険証の返納は不要です。

Q 4 健康保険証を紛失した場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 4 令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の再交付はいたしませんので、マイナ保険証をご使用ください。
ただし、**令和 7 年 12 月 1 日までは当健保への届出が必要です。**「被保険者証 高齢受給者証 返納・回収不能届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

マイナンバーカードを紛失・更新中の方や取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方等については「資格確認書」を交付いたします。「資格確認書交付申請書」^{※2}を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 5 健康保険証の氏名、生年月日を変更（訂正）したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 5 令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の再交付はいたしませんので、マイナ保険証をご使用ください。
ただし、**令和 6 年 12 月 2 日以降も当健保への届出が必要です。**「届出事項変更（訂正）届」を、事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。（令和 7 年 12 月 1 日までは届に健康保険証を添付してください。当健保で回収いたします。令和 7 年 12 月 2 日以降は健康保険証の添付は不要です。）

マイナンバーカードを紛失・更新中の方や取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方等については「資格確認書」を交付いたします。「資格確認書交付申請書」^{※2}を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 6 健康保険証に記載した住所を変更したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 6 健康保険証の住所記入欄は、旧住所を 2 本線で消し、ご自分で新しい住所を記入してご使用ください。
ただし、住民票上の住所が変更になった場合は**当健保への届出が必要です。**「届出事項変更（訂正）届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 7 令和 6 年 12 月 2 日以降、新規に当健保に加入する方、異動等で記号・番号が変更になる方については、どのような取り扱いになりますか？

A 7 令和 6 年 12 月 2 日以降、新規に当健保に加入する方（12 月 1 日までに入社等で当健保の加入者資格があり 12 月 2 日以降に加入手続きをする方も含む）、異動等で記号・番号が変更になる方については、健康保険証の交付はいたしません。マイナ保険証、若しくは「資格確認書」を使用して保険診療を受けてください。

事業主から提出される「被保険者資格取得届」^{※2}若しくは事業主を通じて提出される「被扶養者（異動）届」^{※2}により、「資格確認書」の要否を確認し、希望者には「資格確認書」を交付いたします。

事業所担当者は、入社等（異動等で記号・番号が変更になる場合も含む）の手続きの際に「資格確認書」の要否を、該当者にご確認ください。

※1) 任意継続被保険者は、当健保に直接ご提出（返納）ください。

※2) 「資格確認書交付申請書」の新設、「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の様式変更を予定しております。後日、改めてご案内いたします。